

藤原道長と摂関政治

古瀬 奈津子

はじめに

摂関家の政所で政治が行われていたという従来の摂関政治観は、1960年代の土田直鎮氏や橋本義彦氏によって否定され、摂関期にも朝廷において政治が行われていたことが明らかとなった。それでは、摂関期に朝廷ではどのような政治が行われていたのかというのが次の課題である。現在、摂関期の天皇、摂関、母后それぞれの機能、およびどのような相互関係によって政治が行われていたかについて研究が進められている。その中で、藤原道長が改めて注目されている。本稿では、現在の研究状況を紹介しながら、藤原道長の画期性について述べてみたい。

1. 道長の登場

藤原道長は、康保3年(966)、父・藤原兼家と母・摂津守藤原中正娘の3男として生まれた。同母兄姉に、道隆(14歳)、道兼(6歳)、超子(冷泉天皇女御・三条天皇母)、詮子(円融天皇女御・一条天皇母)がおり、異母兄には道綱(12歳)がいた。道長の父兼家は長い間政治的に恵まれなかったが、寛和2年(986)、花山天皇が譲位し、外孫の一条天皇が即位すると、摂政となり権力を振るい始める。

兼家は権力の座につくと、息子たちの官位をあげていった。その恩恵をもっとも蒙ったのは道長である。永延2年(988)、道長は権中納言(23歳)となるが、これは当時異例の若さであった。

正暦元年(990)、一条天皇が元服し、兄道隆の娘定子が入内し、女御から中宮となった。道長は中宮大夫となり、定子中宮を中心とした後宮文化にふれることになる。この年、兼家が病気のため、兄道隆が摂政となった。兼家は62歳で没した。

同2年(991)、円融法皇が没し、姉である円融皇太后詮子が初の女院として東三条院となった。道長は権大納言となったが、それを上まわる勢いで昇進していったのが、道隆の息子伊周で、参議から権中納言(18歳)となっている。伊周は、同3年(992)には権大納言、同5年(994)には21歳で内大臣となった。

しかし、長徳元年(995)、関白道隆が病気となり、その間伊周に文書を内覧させることになったが、関白道隆(43歳)、弟道兼は(35歳)次々に没した。次の摂関の地位をめぐる道長と伊周の争いになったが、

結局一条天皇の母后東三条院の支持もあり、道長に内覧の宣旨が下された。道長は右大臣となった(30歳)。長徳2年(996)には、伊周・隆家が花山法皇を射る事件をおこして失脚し、道長の政治権力は安定し左大臣となった。その後しばらくの間、道長の娘がまだ幼いため、一条天皇の後宮には他の公卿の娘たちが入内することになる。

2. 道長の結婚

ここで、道長の結婚についてみておこう。道長には有力な妻室が2人いた。1人目は、正妻源倫子で、左大臣源雅信の娘、母は中納言藤原朝忠の娘穆子である。永延元年(987)、道長が三位少将の時(22才)に結婚し(倫子は24才)、雅信の土御門第に通うことになる。翌年永延2年(988)、長女彰子が生まれた。その後、2人は土御門第に住み、雅信夫妻は一条第へ移っている。

もう1人は次妻源明子で、源高明(醍醐天皇皇子、安和の変で失脚)の娘、母は藤原師輔娘である。明子は道長姉の東三条院詮子に養われていたとされるが、高級女房格であったという説もある。永延2年(988)、道長が通い始め、その後、明子は亡父高明の邸宅高松殿に住んだ。

この2人の妻の子どもたちには社会的地位に差があった。それは母親の地位の格差によってもたらされたと考えられている。正妻倫子の生んだ頼通・教通は、元服後、すぐに正五位下を受けられ、後には摂関になっている。しかし、次妻明子の生んだ頼宗・顕信・能信・道家は、元服後は従五位下で、頼宗が右大臣になった以外は、大納言どまりであった。

女子については、正妻倫子の生んだ彰子・妍子・威子・嬉子は、天皇・東宮に入内したが、次妻明子の生んだ寛子・尊子は、小一条院妃・源師房室となっている。

摂関期においては、妻の実家の役割の大きさが指摘されている。子どもは妻側が育てる。父親の朝廷における地位は男子に譲られるが、邸宅などの財産は女子にも譲られる。この時期は、父系の氏の中に、父系の一門・一家が成立(御堂流、小野宮流など)が成立する時期である。ただし、「家」はまだ未成立である。

「家」が成立すると、朝廷の地位だけでなく、財産も父親から長男へ譲られるようになる。「家」は経営体

でもある。

摂関期においては、「家」が未成立なので、女性は結婚しても夫の氏・一門へは入らない。すなわち、女性は亡くなると、実家の墓地に葬られ、忌日法会・お盆の行事も実家方の氏寺で行われるのである。

このような摂関期の社会構造が、摂関政治成立の背景となっていると考えられる。

3. 母后彰子と摂関政治

道長が政権を掌握するために、一条天皇中宮となった娘彰子が大きな役割を果たした。摂関期の母後の機能についてみていこう。

彰子は、永延2年(988)、父は道長、母は源倫子の長女として生まれた。長保元年(999)、裳着(12才)をすませてから、一条天皇(20才)の後宮に入内し、女御となった(父道長は左大臣)。入内に際して道長が屏風歌を公卿らに依頼したことは著名である。『栄花物語』には、「女房四十人、童女六人、下仕六人なり」とある。同年、父道隆を失った中宮定子が敦康親王を生んでいる。

長保2年(1000)に彰子は中宮、中宮定子は皇后となり、一天皇二后制が始まった。しかし、同年、皇后定子は婁子内親王を生み没した。

寛弘4年(1007)に道長は金峰山詣をし、経筒を埋納したが、一説には皇子誕生を祈願するためだったと言う。寛弘5年(1008)、中宮彰子は父道長の土御門第において敦成親王をうんだ(のちの後一条天皇)。一条天皇は土御門第に行幸して祝っている。翌年寛弘6年(1009)には、中宮彰子は敦良親王(のちの後朱雀天皇)を生んだ。

寛弘8年(1011)、一条天皇が病気のため、三条天皇へ譲位すると、敦成親王が皇太子となった。一条上皇は32才で没した。左大臣道長は三条朝も内覧の宣旨を賜っている。寛弘9年(1012)には彰子が皇太后となり、三条天皇女御妍子(彰子妹)が中宮となった。

長和5年(1016)に三条天皇が譲位し、敦成親王が後一条天皇として踐祚した。三条天皇皇子敦明親王が皇太子となり、道長は摂政となった。寛仁元年(1017)には、道長が摂政を辞し、頼通が摂政となる。皇太子敦明親王が辞退し、一条皇子敦良親王(母彰子)が皇太子となった。寛仁2年(1018)、後一条天皇は元服する(11才)。皇太后彰子は太皇太后となり、彰子妹威子が入内し、女御から中宮となる。

寛仁3年(1019)には東宮敦良親王が元服し(11才)、頼通は関白となった。治安元年(1021)、彰子妹嬉子が東宮敦良親王妃となる。治安2年(1022)に道長は

法成寺金堂を供養している。万寿2年(1025)、東宮妃尚侍嬉子は親仁親王(のちの後冷泉天皇)を生み没した(19才)。万寿3年(1026)には、太皇太后彰子は出家し、上東門院となっている(39才)。万寿4年(1027)には道長が没した(62才)。

母后彰子の政治力について考えてみる。母后彰子が目に見える形で政治力を発揮したのは、後一条天皇(敦成親王)の元服以前である。皇太后彰子御所で摂政道長や頼通が政務を行っている。「母后令旨」によって、重要事項が決定されている。たとえば、摂政道長に隨身等を賜う、摂政道長と室倫子を准三宮となす、前道長に従一位を賜う、前摂政道長を太政大臣に任ず、威子を中宮に立てるといった摂関に関わる事項については、摂関自身が決定できず、母后が決めていることがわかる。母后彰子は、摂政より更に天皇に近い立場で、天皇を補佐していたと見なすことができる。それを象徴しているのが、天皇行幸時に天皇と同輿し、即位の儀で、天皇とともに高御座に登るという行為である。

後一条天皇元服以後はどうだろうか。この時期にも、関白にかかわる事項については、母后彰子が内覧しており、人事についても発言権を有している。

女院となって以後も、上皇と同様に天皇から朝覲行幸を受けている。道長没後はその権力を継承し、関白頼通は女院の意向を伺いながら政務を行っていることがみえる。長元4年(1031)四天王寺御幸に際しては、船・饗・屯食・仮屋などを国司らへ賦課している。『小右記』には、「万人経営す。世に以て奇となす。(中略)隨身の装束、憲法を憚らず。忽ち王威に似たり」と記されている。

その後も孫の後冷泉天皇の朝覲行幸を受けており、皇太弟尊仁親王の妃の決定に関与し、後冷泉朝末期には関白を頼通から弟教通へ譲るように定めるなど、天皇家においても摂関家においても権力をふるった。

4. 摂関政治のシステム

摂関政治の成立過程と摂関政治のシステムについて、近年の研究を中心に紹介したい。摂関政治というと、天皇と摂関が対立していたような印象があるかもしれないが、実は摂関政治は天皇権力の確立を前提としていたと考えられる。

摂関政治の成立には、平安初期における天皇への権力・権威の集中が前提となっている。桓武朝において、天皇権力・権威は拡大する。一方、奈良時代には天皇とは別に政治権力を有していた皇后については、奈良末から平安初期に皇后宮が内裏へ退転したことにより、その地位は低下した。また、やはり奈良時代には天皇

と同等の権力を保有していた上皇についても、菓子の変を経た後、嵯峨上皇は退位する時宮外へ移住し、上皇の統治権放棄を示した。こうして、平安初期には、天皇へ権力・権威が集中することになった。

摂関政治の成立が天皇への権力・権威の集中を前提にしているというのは、摂政・関白は天皇を超えるものではないということの意味している。摂関の成立過程については近年見直しが進んでいる。平安前期には仁明天皇以降天皇が若くして亡くなり上皇がいない状態が続いたこともあり、清和天皇の時、応天門の変の最中である貞観8年(866)に外戚の藤原良房が摂政に補任された。その後、陽成天皇即位に際して外戚の藤原基経が摂政となり、光孝天皇が即位すると事実上関白となる。しかし、良房・基経の時にはまだ摂政と関白の職掌が未分化であった。藤原忠平の時、朱雀天皇が元服前は摂政、元服後には関白となるという先例が開かれた。摂関の常置は藤原実頼以降である。

摂政・関白は天皇を超えるものではないが、王権に極めて密着した存在である。摂政・関白の王権に連なる地位は、准三宮への補任によってもたらされたと考えられる。摂関で准三宮となった最初は藤原良房であり、続いて基経もなっている。准三宮は、外戚であり摂政である良房・基経に、時の天皇の生母である皇太后の縁によって、皇后・皇太后・太皇太后に准じて年官・年爵を与えて経済的に優遇する制度であるが、三宮に准ずる待遇を与えることによって、彼らを王権の中に位置づけることになった。この後、摂関期においては摂政で外戚の場合多くは准三宮宣下が行われている。摂関家が成立すると王権の中における摂関の位置づけが明確化され、准三宮宣下は行われなくなる。

摂政・関白の政治的機能については、摂政については天皇大権の一部代行と捉えられ、関白については臣下でありながら天皇を擁護する立場と考えられている。摂政・関白とも決して天皇を超える地位ではない。先に述べた母后と摂関によって支えられる天皇という摂関政治の権力構造が明らかになりつつある。

5. 道長への権力集中

ただし、摂関と言っても、道長とそれ以前では摂関への権力集中度が異なることが指摘されている。それを初めて指摘したのは、上島亨氏である。上島亨氏は「藤原道長と院政～宗教と政治～」(上横手雅敬編『中世公武権力の構造と展開』吉川弘文館、2001年)と、「中世王権の創出と院政」(日本の歴史08『古代天皇制を考える』講談社、2001年)の2つの論文によってこの説をと考えた。上島氏は、道長の権力形態が院政

へと継承されるとし、摂関政治と院政の連続性に注目している。

道長の権力集中がどのように行われたのか、どのような面に権力集中がみられるか、という点について具体的にみていきたい。

まずあげられるのは、政務における地位である。摂関期には新しい政務方式として、奏事が成立した。奏事は文書処理方式で、公卿以下の太政官職員の組織的な文書審査なしに、弁官や蔵人によって天皇(或いは院)へ諸司・諸国からの文書が奏聞される政務方式である。奏事において、摂関・内覧は、天皇へ奏上される文書を事前に目通しするが、奏事の場合、公卿以下の太政官職員を経ないという点に特徴がある。奏事は、摂関・内覧が他の公卿とは異なる存在であることが際だつ政務方式であり、一方で公卿は政務から疎外されていく。遠藤基郎氏は、奏事は、10世紀末・11世紀初頭、内覧道長によって新たに創出されたとしている。

次に道長の権力集中がみられる例として、道長や上東門院彰子の公卿らへの賦課があげられる。道長の行う儀式・行事について公卿らへ経済的奉仕を要求していくのである。たとえば、法成寺造営において、道長は公卿たちに礎石を引かせている。また、経済的奉仕だけではなく、彰子入内に際して公卿たちに和歌を詠ませ屏風に仕立てて持たせるなど、文化的・精神的奉仕をも賦課している点が注目される。

また、道長は公卿らを従え、加茂祭などを見物しているが、道長以前にこうした例はない。こうした見物様式は院政期の院へ継承されていく。

道長による東朱雀大路と法成寺の造営にも権力集中が表れている。道長は彼の主たる邸宅である土御門第に対して東京極大路をはさんで東側、鴨川との間に法成寺を造営したが、ここは平安京外である。東京極大路と鴨川との間に、平安京の条坊制を拡大した直線道路を造営し区画を行った。その直線道路のうち、法成寺南門から南へ二条大路の延長線までの直線道路が東朱雀大路である。平安京の中心道路である朱雀大路に対して付された名称である。このように平安京外に条坊制を拡大することは、院政期の白河や鳥羽へ継承されていく。

以上のように道長は権力を集中していきながら、天皇に極めて近い地位を築いていった。摂関の天皇への接近を象徴的に示しているのが、即位式における摂関と母后の登壇である。即位式において天皇が幼少の場合、母后は天皇とともに高御座に登り、摂政は即位式が行われる大極殿の北廂東幔内に伺候することが史料的に確認できるのは、後一条天皇即位式における母后

藤原彰子と摂政道長であり、関白の座が大極殿の北廂東幔内に定まるのも後朱雀天皇即位式における関白頼通からである。その後、院政期には、摂政は即位式において母后とともに高御座に登り、関白は高御座の下に座を占めるようになる。他の公卿たちが大極殿内に入ることもできなかつたことを考えると、その立場の違いは歴然としている。

こうして道長は権力集中を行って、他の公卿たちとは隔絶した地位を築いていった。道長の外孫である後一条天皇の時期には、公卿の列には加わらないで、母后彰子とともに御簾の中にいる道長の姿が頻出するようになる。それは天皇に極めて近い地位を示すものであった。

院政期になると貴族層では家格が定まり、摂関家が成立するが、その意義とはなんだろうか。摂関家成立の意義は、道長・頼通の血筋に摂関の地位が固定化したことや家格の成立の問題ではなく、道長が他の公卿たちとは隔絶した地位を築いたことによって、准三宮宣下がなくとも摂関家であることによって、王権の中に位置づけられる家柄として成立したことであると考えられる。

6. 摂関期における天皇と院

それでは摂関期における天皇は母后や摂関によって擁護されているだけの存在だったのだろうか。天皇、院にもすでに変化のきざしが見えている。たとえば、摂関期には御願寺としての四円寺（円融寺・円教寺・円乗寺・円宗寺）が造営されるが、これらは天皇が主体となって造営されたものである。この時期に、天皇、院における権門化の始まりが見える。また、天皇を頂点とした朝廷の機構の家政機関化も始まる。太政官、蔵人所の家政機関化であり、官方・蔵人方へと変化していく。綸旨が成立し、天皇の命令系統にも変化が表れる。綸旨の成立によって天皇の命令は仲介者なしにより直接的に伝達されるようになった。

おわりに～院政の王権へ～

最後に院政期への展望を行っておく。摂関期に始まった天皇、院の権門化を基礎に、道長の権力形態を継承する形で成立したのが、院政期の権力構造だと考えられる。院政期においても、摂関は重要な政治的位置をしめていた。摂関家が家格として成立したのも院政

期であり、王権の権門化が進行したのも院政期である。こうして中世の権力構造が成立していった。

【参考文献】

- 土田直鎮 『王朝の貴族』（日本の歴史5）中央公論社、1965年
 大津透 『道長と宮廷社会』（日本の歴史06）講談社、2001年
 大津透 「平安時代収取制度の研究」 『律令国家支配構造の研究』岩波書店、1993年、初出1990年
 北山茂夫 『藤原道長』岩波新書、1970年
 山中裕 『藤原道長』教育社歴史新書、1988年
 梅村恵子 「摂関家の正妻」 『日本古代の政治と文化』吉川弘文館、1987年
 服藤早苗 「王権と国母－王朝国家の政治と性－」 『平安王朝社会のジェンダー』校倉書房、2005年、初出1998年
 上島享 「藤原道長と院政～宗教と政治～」 上横手雅敬編『中世公武権力の構造と展開』吉川弘文館、2001年
 上島享 「中世王権の創出と院政」 日本の歴史08『古代天皇制を考える』講談社、2001年
 神谷正昌 「平安時代の王権と摂関政治」 『歴史学研究』768、2002年
 玉井力 「十・十一世紀の日本」 『平安時代の貴族と天皇』岩波書店、2000年、初出1995年
 遠藤基郎 「中世公家の吉書」 羽下徳彦編『中世の社会と史料』吉川弘文館、2005年
 五味文彦 「京に中世を探る」 五味文彦編『都市の中世』吉川弘文館、1992年
 末松剛 「即位式における摂関と母後の登壇」 『日本史研究』447、1999年
 中原俊章 「蔵人方の展開」 『中世王権と支配構造』吉川弘文館、2005年
 野田有紀子 「行列空間における見物」 『日本歴史』660、2003年
 橋本義則 「「後宮」の成立」 村井康彦編『公家と武家』思文閣出版、1995年
 春名宏昭 「太上天皇制の成立」 『史学雑誌』100-2、1990年
 古瀬奈津子 「平安時代の儀式と政務～古代から中世へ～」 『日本古代王権と儀式』吉川弘文館、1998年
 古瀬奈津子 「摂関政治成立の歴史的意義～摂関政治と母后～」 『日本史研究』463、2001年
 古瀬奈津子 「天皇と都市空間」 『岩波講座天皇と王権を考える8 コスモロジーと身体』岩波書店、2002年
 古瀬奈津子 「綸旨の成立」 『法制史研究』55、2006年
 古瀬奈津子 「摂関政治と王権～平安中期における王権」 大津透編『王権を考える～前近代日本の天皇と権力』山川出版社、2006年